|  |  |
| --- | --- |
| 様式例 | 評議員就任承諾書　兼　誓約書 |

―　就任承諾書　兼　誓約書　（評議員）　表面　―

就任承諾書　兼　誓約書　（評議員）

社会福祉法人○○会の評議員に就任することを承諾します。

（任期 ：令和●年度定時評議員会の終結の時から令和■年度定時評議員会の終結の時まで）

また、就任にあたり、下記の各号について誓約します。

記

１　社会福祉法第４０条第１項各号の欠格事由（【注1】参照）に該当しないこと

２　各評議員又は各役員と特殊の関係（【注2】参照）がないこと

３　暴力団員等の反社会的勢力の者でないこと

４　今後、上記第１号から第３号までの誓約について取消の必要が生じたときは、遅延なく報告すること

就任承諾者が承諾の日を記載する。

法人は、事前あるいは選任された日当日に就任承諾書を受け取ることが望ましい。

　令和○年○月○日

　社会福祉法人○○会

　理事長　様

　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

－－－－－－－－－－就任承諾書　兼　誓約書　（評議員）　裏面－－－－－－－－－－

　評議員

【注1】社会福祉法第４０条第１項の欠格事由は次のとおり。

①　法人

②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

『成年後見人又は被保佐人』から変更されています

（R元.9.13）

③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④　③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

【注2】各評議員又は各役員と特殊の関係がある者の範囲は次のとおり。

①　配偶者

②　三親等以内の親族

③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の７、第２条の８）

ⅰ　当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ⅱ　当該評議員又は役員の使用人

ⅲ　当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

ⅵ　当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ⅶ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ⅷ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人